



最新施政報告の発表

1. 最新施政報告の発表

香港政府トップの李家超（ジョン・リー）行政長官は2024年10月16日、就任後3回目となる施政報告（施政方針演説に相当）を立法会（議会）で行いました。前2回とは異なり国家安全維持のための法整備が既に完了している今回は、経済対策と市民生活の改善により力点を置いた内容となりました。住宅ローン規制の緩和や、アルコール度数が高いスピリッツ（蒸留酒）の税率引き下げ、低空域を活用した輸送や物流などの経済活動「低空経済」の開発、「銀髪経済（シルバー経済）」と呼ばれる高齢者関連産業の活性化などを打ち出しています。

スピリッツの減税については即日実施されており、「アルコール度数が30%超の酒類」が対象となります。従来は100%の高関税が課されてきましたが、輸入価格が200香港ドルを超える部分の税率が10%に引き下げられました。

また、香港登記企業に勤める外国人従業員に対して発給される中国本土マルチビザの有効期間が5年に延びるとも述べています。香港を拠点に本土を往来するビジネスパーソンの利便性を高めるもので、今後は手続きも迅速化されるとのことです。

2. CEPA 協定の改定

香港政府は2024年10月9日、香港と中国本土間の経済・貿易関係緊密化協定（CEPA）について、構成する4分野のうちの1つ「サービス貿易協定」の第2改正議定書に署名したと発表しました。来年3月1日に発効となります。金融、建築・関連工事、検査・認証、電気通信、映画、テレビ、旅行など香港が優位性を有するサービス分野で市場開放が一段と進められることとなります。具体的には本土で香港系企業を設立する際の出資比率や業務範囲に関する規制を撤廃または緩和するほか、香港の専門家が本土でサービスを提供する際の資格要件を緩めるとともに、香港から本土へのサービス輸出に関する規制も緩和されます。

3. ホテル税の復活

香港立法会（議会）は2024年10月23日、ホテル税の復活に向けた決議案を賛成多数で可決しました。2025年1月1日から施行されます。ホテル税は2008年7月に税率がそれまでの3%から0%に引き下げられ、事実上廃止されていましたが、徴税の再開により歳入を拡大し、新型コロナウイルス禍の影響で赤字が膨らんだ財政を立て直す狙いです。香港政府金融サービス・財務局の許正宇（クリストファー・ホイ）局長によると、香港にあるホテルの客室は合わせて9万2,000室で、ホテル税の復活で毎年11億香港ドルの税収を見込んでいます。



4. 法人税申告期限の延長

香港税務局は2024年11月4日、Code M（決算日が1月～3月）の法人について、2023/24年度の法人税申告期限を11月15日から11月29日まで延長すると発表しました。

香港税務局は、申告期限は延期したものの、できる限り早めに申告書を提出することを勧めています。

会社の決算期	本来の税務申告期限	2023/24年度の申告期限
1月～3月（Code M）	2024年11月15日	2024年11月29日

フェアコンサルティング香港

(Fair Consulting Hong Kong Co., Limited)

香港九龍海港城海洋中心 16 樓 1629A-30 室

電話：+852-2156-9698

担当：山口（YAMAGUCHI）日本国公認会計士

ka.yamaguchi@faircongrp.com

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。